第十條　會社に於て相當の理由ある時は何時にても解雇せらるゝも決して異議なき事

第十一條　爾今御社又は嘉穗自動車組合にて新設の諸定は總て既契約條項として御取扱を承認す

第十二條　給料は日給金〇圓　錢也にして扶助令に因る計算も上記金額を基準計算する事を承諾し後日異議申立てさる事

第十三條　本誓約書に基因訴訟行爲發生したる時は福岡地方裁判所飯塚區裁判所を以て合意の上裁判管轄する事に同意す

第十四條　前條に依りて會社か原告として訴訟行爲を爲したる時は法定訴訟費用及辯護士料債權保存の爲に要したる費用をも負擔する事を同意す

追而本誓約書有効期間は入社當時より退社迄とす在社中の出來事に付ては退社後と雖も在社中として處理する事に同意す會社